

# 平成 30 年度 水素産業人材育成補助 公 募 要 領

【申請受付期間：平成 30 年 5 月 18 日（金）～平成 31 年 2 月 28 日（木）必着】

神 戸 市

## 1 目 的

水素関連技術者の育成に取り組む市内中小製造業者に対し、費用の一部を補助することで、水素関連産業への参入を促進する。

（※本制度を利用するためには、事業実施前に交付申請書を提出していただく必要があります。）

## 2 概 要

### (1) 対象者

神戸市内に本社または主たる事業所を置き、かつ納期限が到来している神戸市税（法人税、固定資産税等）に滞納または未申告がない中小製造業者※。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除きます。

- ア．発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- イ．発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ウ．大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

※ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類に定める製造業（参考）総務省ホームページ

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000044.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html)

### (2) 対象事業

- ア．平成 30 年 5 月 18 日から平成 31 年 3 月 31 日までに開催される、水素関連技術者に必要な知識・技能に関するセミナー・社外研修の受講
- イ．平成 30 年 5 月 18 日から平成 31 年 3 月 31 日までに実施する、水素関連技術者に必要な知識・技能に関する社内研修

※ 他の制度により直接補助金等の交付を受ける事業及び本市主催の事業については、対象外とします。

### (3) 対象経費

対象事業に要する経費のうち、受講料、旅費、宿泊費、講師謝金、会場使用料、その他市長が必要と認める経費とします。

※対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた金額となります。

※飲食費は対象となりません。

※受講料に含まれないテキスト代、資料代は対象となりません。

※旅費は、最短の経路による妥当な運賃とします。

（領収書等で利用者・利用日・支払額が確認できるものに限りします。）

※宿泊費は、1 人 1 泊につき 10,000 円まで、セミナー等の開催日数に 1 を加えた日数により算定した額を限度とします。

#### (4) 補助金額

対象経費の2分の1以内（限度額）1企業あたり50万円

#### (5) 補助金の支払時期

対象事業完了後の実績報告に基づき補助金額を確定し、請求により支払います。

### 3 申請方法等

#### (1) 補助金交付申請（一斉受付）

以下の書類を提出してください。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 企業概要書（様式第2号）
- ③ 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第3号）
- ④ 対象事業の内容がわかる資料

その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

#### (2) 交付の決定

対象事業の内容、対象経費などに関し審査（必要に応じてヒアリング）を行い、補助金交付の適否及び補助金額を算定し、交付決定通知書により通知します。

#### (3) 事業内容の変更（随時）

交付決定後、事業内容を変更又は中止した場合には、速やかに事業変更等届出書（様式第6号）を提出してください。ただし、軽微な変更（対象経費の総額が20%を超えない場合）はこの限りではありません。

#### (4) 実績報告書の提出

交付決定を受けた企業は、対象事業の完了後1ヶ月以内、又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第7号その1～その2）及び対象経費の請求書、領収書等を提出してください。

その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

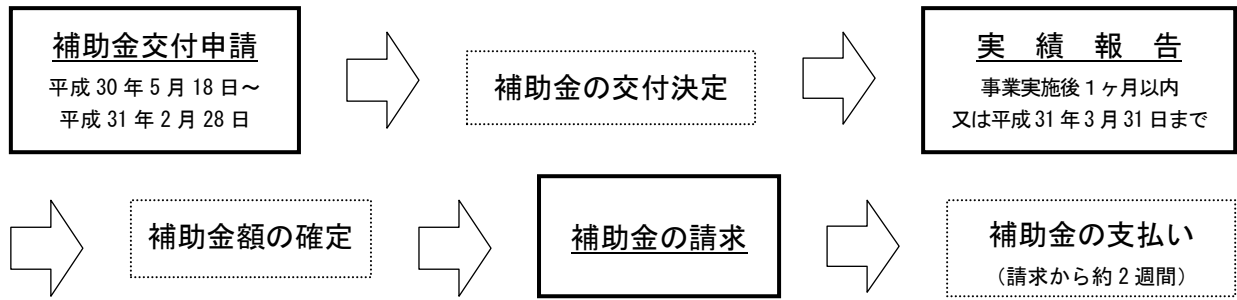
#### (5) 補助金額の確定及び請求

実績報告に基づき対象経費の審査を行い、補助金額を確定し確定通知書により通知します。企業は確定通知書を受領後、速やかに請求書（様式第9号）を提出してください。

#### (6) その他

- ① 提出された書類はお返ししません。
- ② 当該補助事業に係る帳簿及び書類は、5年間保存していただく義務があります。
- ③ 補助金は、当該予算の範囲内で交付します。申請額の合計が予算を上回った場合は、予算の範囲内で減額される場合があります。

#### 4 補助金支払までの流れ



※太枠の手続きは、申請者が行う手続です。

本補助金に関する問い合わせ・申請書などの提出先（郵送または持参してください）

神戸市経済観光局経済部工業課 電話：(078)322-5333

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市庁舎1号館7階）  
（ご持参・お問い合わせは土・日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00）

公募要領・申請書様式は、「神戸ものづくり支援ポータル」のホームページからダウンロードできます。

・神戸ものづくり支援ポータル <http://www.kobe-liaison.net/>